

令和8年度「世界エイズデー」の実施について、お知らせするものです。

事 務 連 絡

令和8年7月31日

各都道府県・指定都市教育委員会学校保健主管課
各都道府県教育委員会専修学校各種学校主管課
各都道府県私立学校主管課
各国公私立大学事務局
大学を設置する各学校設置会社の学校担当事務局
各国公私立高等専門学校事務局
独立行政法人国立高等専門学校機構事務局
小中高等学校を設置する学校設置会社を所管する
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を
受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課

御中

文部科学省総合教育政策局健康教育・食育課

令和8年度「世界エイズデー」の実施について

標記について、別添のとおり厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課長から周知協力依頼がありました。

ついては、令和8年度「世界エイズデー」実施要綱の趣旨等を御了知いただき、エイズを含め感染症や病気の予防に関して正しく理解し、適切な行動がとれるよう、関係部署や所管の学校に対して御周知願います。その際、学校における働き方改革の観点から、周知の範囲及び方法については、全ての学校へ一律に周知する以外にも、他案件とまとめた周知の実施や教育委員会主催の教員研修・会議等の場で配布する等、貴課において適切に御判断いただくようお願いします。

なお、令和8年度「世界エイズデー」実施要綱に関するお問合せは、厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課にお願いします。

【参考資料】

- ・ かけがえのない自分、かけがえのない健康（中学生用）

https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/08111804.htm



- ・ 健康な生活を送るために（高校生用）

https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/08111805.htm



- ・ 教職員のための指導の手引き～UPDATE！エイズ・性感染症～
（公益財団法人日本学校保健会）

<https://www.gakkohoken.jp/books/archives/206>



（本事務連絡について）

文部科学省総合教育政策局健康教育・食育課

TEL：03-5253-4111（内線 2976）

感感発 0717 第 1 号
令和 8 年 7 月 17 日

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課長 殿

厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課長
(公 印 省 略)

令和 8 年度「世界エイズデー」の実施について

エイズ対策につきましては、日頃より格段の御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、WHO（世界保健機関）は、1988 年に世界的レベルでのエイズまん延防止及び患者・感染者に対する差別・偏見の解消を図ることを目的に、12 月 1 日を“W o r l d A I D S D a y”（世界エイズデー）と定め、エイズに関する啓発活動等の実施を提唱しました。1996 年から、WHO に代わって国連のエイズ対策の総合調整を行うこととなったUNAIDS（国連合同エイズ計画）もこの活動を承継し、本年度で 39 回目の「世界エイズデー」を迎える予定です。

厚生労働省といたしましても、この趣旨に賛同し、本年 12 月 1 日の「世界エイズデー」に際して、エイズの正しい知識等に関する啓発活動を推進するとともに、性感染症のり患と、HIV とエイズとの関係が緊密であること等を鑑み、近年感染者数が増加している梅毒や、国内で散発的な患者の発生が報告されているエムボックスについても、検査の実施や普及啓発の推進を図ることとし、今般、その実施について、各都道府県、保健所を設置する市及び特別区に対し、別添のとおり通知したところであります。

つきましては、貴職におかれましても、この趣旨をご了知の上、12 月 1 日の「世界エイズデー」に際し、エイズに関する正しい知識等の啓発活動に特段の御高配を賜りますようお願いいたします。

なお、貴職以外の関係部署に対する本件の周知・協力方につきましても、特段の御配慮をいただきたく、併せてお願いいたします。

担 当

厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部
感染症対策課エイズ対策推進室 北角・小林
電話 03(5253)1111 内線 2096
FAX 03(3581)6251

別添

令和8年度「世界エイズデー」実施要綱

1 名 称

令和8年度「世界エイズデー」

2 趣 旨

WHO（世界保健機関）は、1988年に世界的レベルでのエイズまん延防止と患者・感染者に対する差別・偏見の解消を図ることを目的として、12月1日を“W o r l d A I D S D a y”（世界エイズデー）と定め、エイズに関する啓発活動等の実施を提唱した。

1996年から、WHOに代わって、国連のエイズ対策の総合調整を行うこととなったUNAIDS（国連合同エイズ計画）もこの活動を継承しているところである。

我が国においてもUNAIDSが提唱する“W o r l d A I D S D a y”に賛同し、その趣旨を踏まえ、12月1日を中心にエイズに関する正しい知識等についての啓発活動を推進し、エイズまん延防止及び患者・感染者に対する差別・偏見の解消等を図る。

また、性感染症のり患と、HIVとエイズとの関係が緊密であること等を鑑み、近年感染者数が増加している梅毒や、国内で散発的な患者の発生が報告されているエムボックスについても、検査の実施や普及啓発の推進を図ることとする。

3 主 題（キャンペーンテーマ）

「あなたの話を聞かせてください」

趣旨等については、別紙「令和8年度「世界エイズデー」キャンペーンテーマについて」を参照のこと。

4 期 日

令和8年12月1日

ただし、地域の実情等に応じ、12月1日を中心とした前後の日でも差し支えないものとする。

5 主 唱

厚生労働省・公益財団法人エイズ予防財団

6 実施方法

(1) 厚生労働省・公益財団法人エイズ予防財団

関係行政機関、エイズ関連NGO（非政府組織）等の関係団体、民間企業、報道機関等の協力を得て、全国的な啓発活動の推進を図る。主として12月1日を

中心に啓発事業を行うほか、年間を通じた普及啓発のためのキャンペーンを実施する。

(2) 都道府県、保健所を設置する市及び特別区

関係機関、関係団体等との連携を密にし、それぞれの地域の実情に応じた広報計画、実施計画等に基づき、次の事項も参考にしながらH I Vとエイズに関する正しい知識の啓発活動を展開する。

- ① 新聞、雑誌、テレビ、ラジオ、映画等の協力を得た広報活動の実施
- ② ポスター、パンフレット、リーフレット、ビデオ等の作成・配布等による啓発活動の実施
- ③ 研修会、講習会、講演会、シンポジウム、街頭キャンペーン等の実施
- ④ 学校、企業、地区組織等に対する呼びかけ及び協力
- ⑤ 一般住民のみならず、相談窓口職員、医療従事者、教育関係者等への啓発

また、梅毒やエムボックスなど関心度の高い感染症情報とも合わせて、特に梅毒は街頭での呼びかけや感染リスクの高い性産業従事者等への啓発活動等積極的な広報に努める。

なお、都道府県から警察に依頼があった場合、広報のために性風俗店営業者の事業者情報の提供や保健所職員等が個別の事業者を訪問する場合にトラブル防止の必要が認められればその活動の後方支援などを協力していただけるため、適宜相談していただくこと。

7 普及啓発における留意点

(1) 普及啓発の基本的考え方

後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針（令和7年厚生労働省告示第294号）の趣旨を踏まえ、我が国に在住するすべての人々に対し、H I Vとエイズに関する最新の正しい知識の普及啓発を強化する。

普及啓発に当たっては、近年の発生動向や対象者の実情を踏まえ、それぞれのニーズに応じた最新の正しい知識を分かりやすく提供するとともに、効果的な媒体を活用しながら、理解の促進に務める。

(2) 人権の尊重

患者・感染者が尊厳を持って安心して暮らせる社会を実現するためには、患者・感染者本人のみならず、周囲の人々がH I Vとエイズについて正しく理解することが重要である。また、就学や就労をはじめとする社会参加を促進することは、患者・感染者の人権の尊重及び福利の向上だけでなく、社会全体におけるH I Vとエイズに関する最新の正しい知識の啓発や感染者等に対する理解を深めることになる。

さらに、患者・感染者が安心して治療を継続しながら生活を送るためには、医療現場、学校、職場及び地域における偏見・差別の発生を未然に防止することが重要である。そのため、NGO等と連携し、これらの関係機関や地域社会に対してHIV感染症・エイズへの理解を深めるための教育・啓発活動を推進するとともに、事例研究や相談窓口等に関する情報提供を行うことが必要である。

(3) HIV治療の進歩と検査・早期治療の重要性

HIV治療の進歩に伴い、HIVに感染した場合でも早期診断及び早期治療によって長期間にわたり社会の一員として生活を営むことが可能となっている。

そのため、検査・相談は最寄りの保健所等で無料・匿名で受けられるほか、医療機関でも受検ができることについて周知を図るなど、利用機会に関する情報提供の充実に努めるとともに、検査・相談をより受けやすくするための配慮が必要である。

(4) その他

広報の実施に当たっては、患者・感染者やその家族の社会的背景や人権に配慮する。

令和8年度「世界エイズデー」キャンペーンテーマについて

1 キャンペーンテーマ

あなたの話を聞かせてください

2 趣 旨

本キャンペーンテーマは、主として次に掲げるメッセージを発信するものです。

H I Vとエイズをめぐる状況は、治療や予防の進歩により大きく変化しています。一方で、H I Vに関する不安や悩み、検査や治療へのためらい、感染した人々への差別や偏見は、今なお社会の中に存在しています。こうした課題に向き合うためには、最新の正しい知識の普及に加えて、一人ひとりの思いや経験に耳を傾け、互いを尊重し合う姿勢が重要です。

今年度の「世界エイズデー」キャンペーンテーマには、令和7年11月に改正された予防指針でも重視している「人権の尊重」という考え方を広く社会に伝えたいという思いが込められています。H I Vに感染している人、感染を心配している人、検査や治療について迷っている人、そしてH I Vやエイズについて身近に感じる機会の少ない人も含め、誰もが安心して自分の思いを語ることができ、その声に耳を傾ける社会を目指すメッセージです。

知識を得ることは大切ですが、それだけで検査の受検や受診、治療の継続といった行動につながるとは限りません。不安や悩みに寄り添い、必要なときに話を聞いてくれる人や相談先があることは、適切な行動への大きな支えとなります。また、H I V陽性者の語りは、多くの人々に理解や共感をもたらしてきました。

このテーマは、誰かに話すことを求めるものではなく、話したいと思ったときに、その声を受け止める環境の大切さを伝えるものです。世界エイズデーを契機に、対話と共感を通じてH I Vとエイズへの理解を深め、検査や相談の促進、差別や偏見のない社会の実現につなげていきたいと考えています。

3 留意点

キャンペーンテーマは上記趣旨を踏まえ、世界エイズデー関連イベントに限らず、啓発資材や講演・研修会の内容への盛り込み、名刺やメール署名への記載等、年間を通じ、啓発活動の場において広くご利用ください。

キャンペーンテーマの趣旨は、エイズ予防情報ネットにも掲示いたしますので、ウェブサイト等で啓発活動を展開する場合のリンク先として適宜ご活用ください。

(<https://api-net.jfap.or.jp/index.html>)